

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願い致します。

平成 24 年 2 月 7 日

中国地方整備局

山口河川国道事務所長 池田 憲二

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 山口河川国道事務所において管理する一級河川佐波川、島地川ダム及び一般国道（2号、9号、188号、190号及び191号）（以下、「実施区域」という。）を原則とします。（別図－1参照）
- (3) 活動内容 本活動は、実施区域において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等（以下、「資機材、労力等」という。）により応急対策活動を実施するものとします。
- (4) 協定期間 協定締結後 ～ 平成 25 年 3 月 31 日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 次のいずれかの実績を有するものであること。
- ① 過去10年間（平成14年度以降）に山口河川国道事務所と「災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結した実績。
 - ② 平成20年度以降「山口河川国道事務所所管施設に係る災害時応急対策業務に関する基本協定」による「災害時における応急対策業務に関する協定締結業者一覧」に記載された実績。
 - ③ 平成9年度以降において、山口河川国道事務所が発注した工事の施工実績（完了見込みを含む）があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。
- また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。
- (6) 次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
- ① 申請書提出日において、協定締結希望者と直接的な雇用関係にあること。
 - ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1級建設機械施工技士
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- (7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) (6)の基準を満たす技術者が在籍し、山口県内における建設業法の許可を有する本店、支店等（いずれも資機材、労力等を有すること）が、協定締結を希望する区域の市町村内にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
- (2) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒747-8585 山口県防府市国衙1丁目10-20

国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 防災課（担当 田村）

TEL 0835-22-1795（防災課直通）

FAX 0835-22-6705

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出して下さい。

① 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

② 過去の施工実績【別記様式2】

次のいずれかの実績及び実績を証明できる資料を提出して下さい。

- 1) 過去10年間（平成14年度以降）に山口河川国道事務所と「災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結した実績とする場合については、工事名の欄に「災害応急対策活動等に関する基本協定」と記載し、実績が証明できる書類（協定書の写し等）を添付してください。
- 2) 「災害時における応急対策業務に関する協定締結業者一覧」に記載された実績とする場合については、工事名の欄に「災害時における応急対策業務に関する協定締結業者一覧」と記載して下さい。書類の添付は不要です。
- 3) 平成9年度以降において、山口河川国道事務所が発注した工事の施工実績（完了見込みを含む）とする場合については、施工実績が証明できる書類（CORINSの写し等）、CORINSに登録されていない工事等については、確認できる書類（契約書の写し等）を提出して下さい。

③ 技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、代表者分だけで結構です。

④ 担当区域希望調査票【別紙-1】

⑤ 建設資機材等の提供可能数量調査表【別紙-2】

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出して下さい。

- ① 提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る）とします。

- ② 受付期間：平成24年2月7日（火）から平成24年2月23日（木）までの土日・祭日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
（郵送は必着のこと。）
- ③ 提出場所：4. に同じ。
- (3) 申請書作成等に対する質問
申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出して下さい。
- ① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ② 受領期間：平成24年2月7日（火）から平成24年2月17日（金）までの土日・祭日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③ 提出場所：4. に同じ。
- (4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。
- ① 期 間：質問を受理してから適宜に、平成24年2月22日（水）までの土日・祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 場 所：4. に同じ。
- (5) その他
- ① 申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ② 担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。
- ③ 提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

山口河川国道事務所長 池田 憲二 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成 24 年 2 月 7 日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 5. (1)②に定める過去の協定又は施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書 5. (1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
(※記載は、代表とする技術者分で結構です)
- 3 基本協定締結説明書 5. (1)④別紙－1 『担当区域希望調査票』
- 4 基本協定締結説明書 5. (1)⑤別紙－2 『建設資機材等の提供可能数量調査表』

(問い合わせ先)

担当者 : 中国 太郎 (ちゅうごく たろう)

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

過 去 の 施 工 実 績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
C O R I N S への登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA 3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事及び平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。
- ・完了見込みを含む。

(別記様式 3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏 名 (フリガナ)		技術者 ○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日 (和暦)		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令等による資格・免許		1 級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)
貴社に在籍 される技術 者数	一級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	
	二級土木施工管理技士又 は二級建設機械施工管理 技士	
	その他	

- ・記載する技術者名は代表者を記載して下さい。
- ・貴社に在籍される技術者は実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１） →必須提出

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の施工実績（別記様式２） →必須提出

- ☐ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

- ☐ 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格（別記様式３） →必須提出

※提出は、代表とする技術者分で結構です。

- ☐ 直接的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が確認できる資料

→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- ☐ 別紙－１ 『担当区域希望調査票』 →必須提出

- ☐ 別紙－２ 『建設資機材等の提供可能数量調査表』 →必須提出

- ☐ その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

【別紙－１】『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域及び活動場所について記載願います。なお、区域については、別図『災害応急対策担当区域図』を参照願います。

希望される区域	希望される活動場所
岩国地区	道路のみ
防府地区	河川のみ・道路のみ・河川道路とも
山口地区	河川のみ・道路のみ・河川道路とも
萩地区	道路のみ
宇部地区	道路のみ
下関地区	道路のみ

※協定締結を「希望される区域」に「○」を記入してください。

（希望される区域は、複数の区域選択が可能です。）

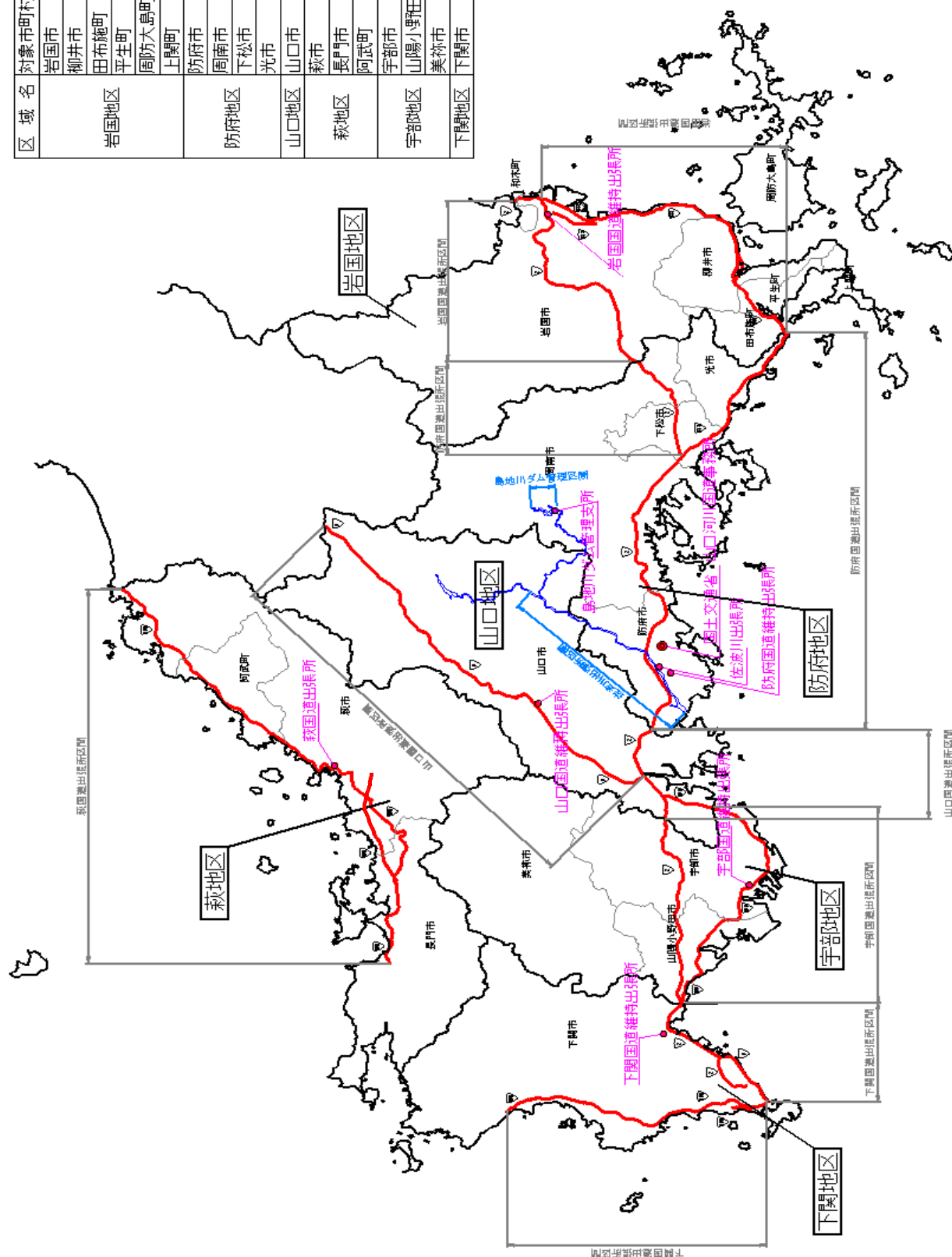
※防府及び山口地区は、「希望される活動場所」の何れかを「○」で囲んでください。なお、防府地区の河川は、島地川ダムを含むものとします。

※区域内の市町村は、以下のとおりです。

- ・岩国地区 岩国市、柳井市、田布施町、平生町、周防大島町、上関町
- ・防府地区 防府市、周南市、下松市、光市
- ・山口地区 山口市
- ・萩地区 萩市、長門市、阿武町
- ・宇部地区 宇部市、山陽小野田市、美祢市
- ・下関地区 下関市

【別図】『災害応急対策担当区域図』

区域名	対象市町村
岩国地区	岩国市
	柳井市
	田布施町
	平生町
	周防大島町
防府地区	上関町
	防府市
	周南市
	下松市
	光市
山口地区	山口市
	萩市
萩地区	長門市
	阿武町
	宇部市
宇部地区	山陽小野田市
	美祿市
下関地区	下関市



【別紙－２】『建設資機材等の提供可能数量調査表』

業者名	本店・支店・営業所等 所在地	電話番号 FAX 番号	緊急時連絡先		資機材置場住所	提供可能数量			他機関との 協定の有無	
			氏名	電話(携帯)番号		メールアドレス(パソコン)	機種	規格		台数
	(本店) (支店)	(TEL) (FAX)						台	人	

別添

災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省山口河川国道事務所長 池田憲二（以下、「甲」という。）が管理する山口河川国道事務所所管施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一級河川佐波川、島地川ダム及び一般国道（2号、9号、188号、190号及び191号）のうち別図に示す区域を原則とする。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出勤の要請）

第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出勤を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出勤要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第6条 乙は、第6条に基づく出勤の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の指示は、山口河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。なお、指示者については出勤を要請する書面に記載するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第6条の出勤を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持・保守工事等受注業者との協力）

第8条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持・保守等工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第9条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第10条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期限は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。
なお、協定締結の日が平成24年4月1日以降の場合は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

(その他)

第14条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成24年〇月〇〇日

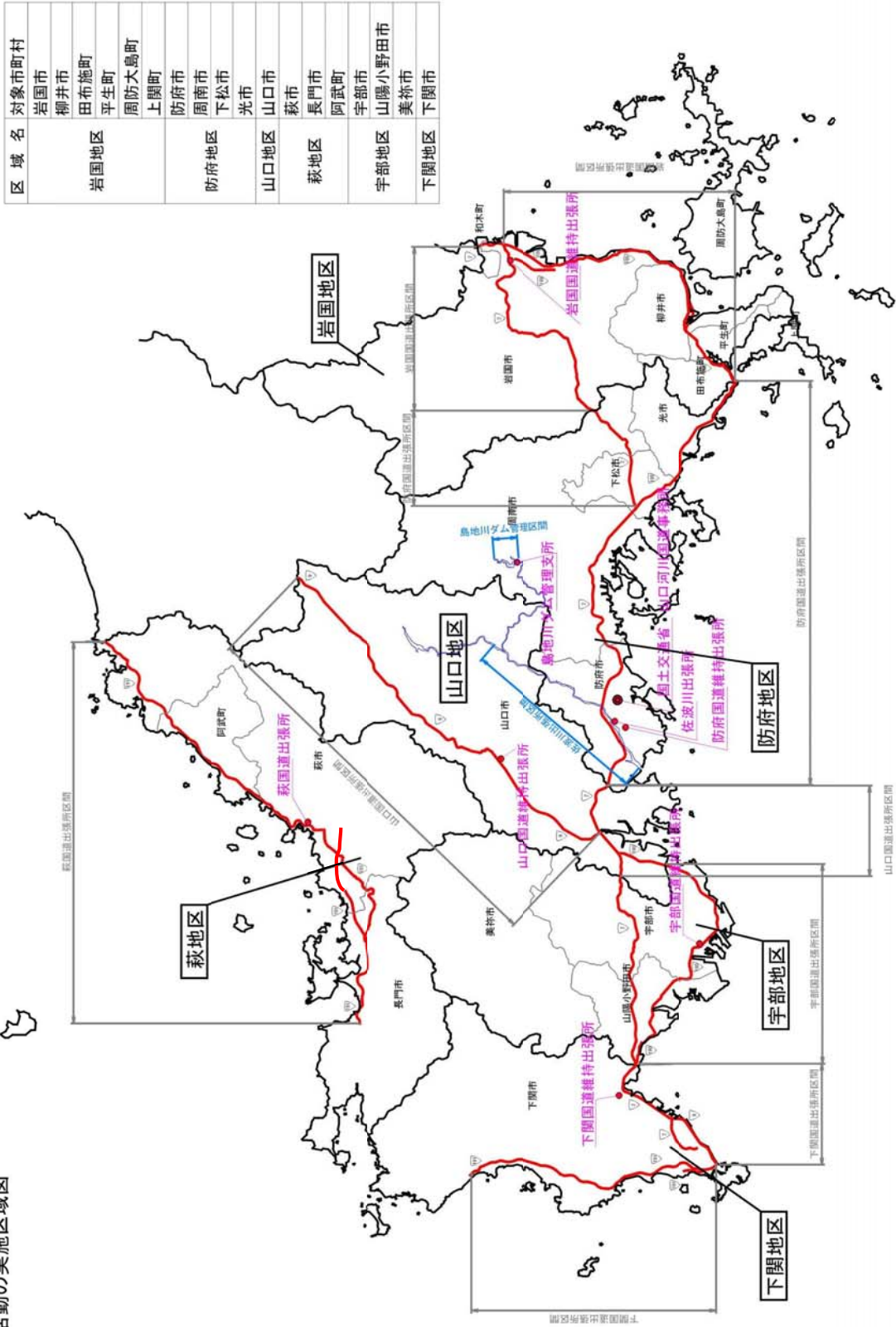
甲 国土交通省 中国地方整備局

山口河川国道事務所長 池 田 憲 二

乙 株式会社 ○○建設

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

【別図】 活動の実施区域図



区 域 名	対象市町村
岩国地区	岩国市
	柳井市
	田布施町
	平生町
防府地区	周防大島町
	上関町
	防府市
	周南市
山口地区	下松市
	光市
萩地区	山口市
	萩市
	長門市
	阿武町
宇部地区	宇部市
	山陽小野田市
	美祿市
下関地区	下関市

原則とする区域